

507 D447
令和6年 10月 29日

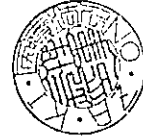
三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

医療法人の名称 医療法人NO・ZA・KI

理事長名 佐野 乃里江

電話 059 (397) 5508



決 算 届

令和5年 9月 1日から令和6年 8月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 経営状況に関する情報（診療所）
- 7 職種別給与総額及び人数に関する情報（診療所）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年 9月 1日 至 令和6年 8月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人NO・ZA・KI

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年11月25日

(4) 設立登記年月日 平成15年12月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐野 乃里江	医師 (公益社団法人三重県歯科医師会理事)
理 事	佐野 由佳	医療法人NO・ZA・KI 野崎歯科医院管理者
同	ギレスピー 有紀	医療法人NO・ZA・KI 野崎歯科医院管理者
監 事	佐野 義和	医療法人NO・ZA・KI 野崎歯科医院管理者

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	医療法人 N O・Z A・K I 野崎歯科医院 【四日市市から指定管理者として指定を受けて管理】	243020544 9	三重県四日市市楠町南 五味塚290番地の2	許可病床数なし
介護老人 保健施設				
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月24日	令和4年度決算の決定
令和5年10月26日	資産の総額登記
令和6年 8月 5日	理事退任及び就任の臨時総会開催
令和6年 8月17日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
令和6年 8月20日	理事退任及び新理事就任

様式 2

法人名 医療法人NO・ZA・KI
所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

※医療法人整理番号 D 4 4 7

財 産 目 録
(令和6年 8月31日現在)

1. 資 産 額	148,275 千円
2. 負 債 額	12,171 千円
3. 純 資 産 額	136,104 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	82,679
B 固 定 資 産	65,596
C 資 産 合 計 (A + B)	148,275
D 負 債 合 計	12,171
E 純 資 産 (C - D)	136,104

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))		

様式 3 - 1

法人名 医療法人NO・ZA・KI
所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

※医療法人整理番号 D447

貸 借 対 照 表
(令和6年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	82,679	I 流 動 負 債	12,102
現金及び預金	58,879	買 掛 金	1,937
事業未収金	19,893	未 払 金	4,979
たな卸資産	3,179	未払法人税等	48
前払費用	228	未払消費税等	728
繰延税金資産	500	預 り 金	4,410
II 固 定 資 産	65,596	その他の流動負債	0
1 有形固定資産	44,966	II 固 定 負 債	69
建物、建物付属設備	20,980	個 人 借 入 金	69
構築物	5,029	負 債 合 計	12,171
医療用器械備品	11,430	純 資 産 の 部	
その他の器械備品	855	科 目	金 額
車両及び船舶	6,672	資本金	10,000
2 無形固定資産	787	利益剰余金	126,104
ソフトウェア	787	繰越利益剰余金	126,104
その他の無形固定資産	0	純 資 産 合 計	136,104
3 その他の資産	19,843	負債・純資産合計	148,275
会 員 権	4,244		
預 託 金	72		
保険積立金	15,527		
その他の固定資産	0		
資 産 合 計	148,275		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 NO・Z A・K I
所在地 三重県四日市市楠町南五味塚 2 9 0 番地の 2

※医療法人整理番号 D 4 4 7

損 益 計 算 書
(自 令和5年 9 月 1 日 至 令和6年 8 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	175,650
2 事業費用	169,252
(1)事業費	29,379
(2)本部費	139,873
本来業務事業利益	6,398
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
収益業務事業利益	
事業利益	6,398
II 事業外収益	1,429
受取利息	
その他の事業外収益	1,429
III 事業外費用	
支払利息	
その他の事業外費用	
経常利益	7,827
IV 特別利益	23,314
固定資産売却益	
その他の特別利益	23,314
V 特別損失	28,350
固定資産売却損	
その他の特別損失	28,350
税引前当期純利益	2,791
法人税・住民税及び事業税	835
法人税等調整額	
当期純利益	1,956

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人NO・ZA・KI

理事長 佐野 乃里江殿

私は、医療法NO・ZA・KIの令和5会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月23日

医療法人 NO. ZA. KI

監事 佐野 義和

